

社会福祉法人 徳誠会 居宅介護支援事業所 春輝苑 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は社会福祉法人徳誠会が開設する居宅介護支援事業所春輝苑が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が、要介護状態にある利用者に対し適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

- 第2条 事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
- 1 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
 - 2 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び介護保険施設等との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 居宅介護支援事業所 春輝苑
- 2 所在地 埼玉県川口市青木3丁目20番15号

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 兼 介護支援専門員 1名 常勤職員
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも居宅介護支援業務を行うものとする。
- 2 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は居宅介護支援業務を行い要介護者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日～金曜日、祝日は営業。
(ただし、12月31日から1月3日は除く)
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。
- 3 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(居宅介護の提供方法、内容)

第6条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとする。

- 1 相談を受ける場所は春輝苑の相談室とする。(必要に応じて居宅訪問を実施)
- 2 サービス担当者会議開催場所は春輝苑の相談室とする。(必要に応じて居宅で実施)
- 3 課題分析表の種類は全社協方式等とし、利用者の日常生活上の能力、既に受けているサービス、介護者の状況等の環境等の評価を通じて問題を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように支援する。
- 4 解決すべき課題の把握に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者・家族に面談して行うこととする。
- 5 利用者の希望・アセスメント結果に基づき、家族の希望・地域のサービス供給体制を勘案して、解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組み合わせを検討し、サービスの目標・達成時期、内容・利用料等を記載して作成する。
- 6 原則としてサービス担当者会議を必ず開催することとする。但し、サービス担当者会議を開催しないことについて、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会によるものとする。
- 7 各サービス担当者が利用者の状況を把握し、介護支援専門員等と当該情報を共有することを担当者会議の目的として明確化する。
- 8 原案での各サービスの保険対象・対象外を区分した上で、内容を利用者・家族に説明し、文章により同意を得る。
- 9 同意を得た居宅サービス計画を利用者・担当者に交付する。(担当者に対しては、計画の趣旨・内容を説明する。)
- 10 計画の実施状況を行い、必要に応じて計画の変更や事業者等との連絡調整等を行う。
- 11 実施状況の把握に当たっては、利用者・家族や事業者等の連絡を継続的に行う。利用者側に特に事情のない限り、少なくとも月1回は利用者の居宅を訪問し面接するとともに、月1回はモニタリングの結果を記録する。
ただし、下記要件を満たしていればテレビ電話装置器を活用したモニタリングを2月に1回行うことが可能。
・利用者の心身の状態が安定しており、介護者の状況変化もないことを主治医、担当

者その他の関係者がサービス担当者会議にて総合的に判断し合意を得ている(通院、訪問診療への立会い時における意見照会でも可、いずれも記録が必要)。

- ・利用者がテレビ電話装置器を介して意思疎通ができる(家族のサポートがある場合も含む)。
- ・サービス事業所から同意を得て情報収集を行なっている。
- ・利用者に説明し文書による同意を得ている。

- 1 2 更新認定や変更認定があった場合、原則としてサービス担当者会議を必ず開催する。但し、サービス担当者会議を開催しないことについて、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等によるものとする。
- 1 3 居宅サービス計画の変更にあっても、作成時と同様の一連の業務を行う。
- 1 4 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図る。
- 1 5 指定介護予防支援事業者(地域包括支援センター)から介護予防支援業務の委託を受けるに当たっては、当該事業所の業務量等を勘案し、当該業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について)

第7条 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項は次のとおりとする。

- 1 利用者が、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置つけた指定居宅サービス事業者の選定理由について説明を求めた場合に対処する。
- 2 ケアマネジメントの公正中立性を確立する観点から、前6か月に作成した居宅サービス計画書における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス利用者割合および各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合について書面にて説明を行ない、理解を得るように努める。
- 3 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう、必要な援助をおこなう。また、要介護の更新申請が遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう支援する。
- 4 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等する為に病院等には担当する介護支援専門員の氏名と連絡先を伝え、早期に病院等と情報共有や連携を図る。

(利用料)

第8条 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による介護報酬の告示額とする。

- 1 第9条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり20円とする。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は川口市、戸田市、蕨市とする。

(苦情処理)

第10条 自ら提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に講じる。

- 1 提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 2 提供した指定居宅介護支援に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合に、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 1 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 2 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止について)

第12条 利用者等の人権の擁護・虐待防止等の為に必要な措置を講じる。

- 1 虐待防止に関する責任者を選定する。
- 2 成年後見制度の利用を支援する。
- 3 従業者に対する虐待防止を啓発、普及する為の研修を実施する。
- 4 各市役所、地域包括支援センター、警察との虐待等における通報先との連携・協力を努める

(個人情報保護)

第13条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 1 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的には利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(秘密保持等)

第14条 居宅支援介護支援専門員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

- 1 事業者は居宅介護支援専門員であった者に業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるために居宅介護支援専門員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を居宅介護支援専門員との雇用契約の内容とする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

- 1 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人徳誠会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(業務計画の策定、研修、訓練)

第16条 感染症や火災、風水害、地震等の自然災害が発生した場合にも、利用者がサービスを継続的に受けられるよう、非常時の体制で早期業務再開を図るための計画を策定するとともに、必要な研修及び訓練を行う。

(身体拘束の適正化)

第17条 利用者、または他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行なってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由を具体的に記録する。

附則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。